

別表 技術審査の区分

技術審査の区分	船舶の区分	申請に必要な資格
巡視船Ⅰ類甲(鋼)A	ヘリコプター2機搭載型巡視船	A
巡視船Ⅰ類甲(鋼)B	ヘリコプター1機搭載型巡視船	B
	3500トン型巡視船	
	3000トン型巡視船	
	2000トン型巡視船	
巡視船Ⅰ類乙(鋼)	1000トン型巡視船(あそ型を除く)	B
巡視船Ⅰ類(軽合金)	1000トン型巡視船(あそ型に限る)	B
巡視船Ⅱ類(鋼)	500トン型巡視船	B
	350トン型巡視船(とから型を除く)	
	180トン型巡視船(しもじ型に限る)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)A	350トン型巡視船(とから型に限る)	B
	180トン型巡視船(つるぎ型を含む、しもじ型を除く)	
巡視船Ⅱ類(軽合金)B	特130トン型巡視船	C
巡視船Ⅱ類(消防船)(鋼)	消防船	B
巡視艇Ⅱ類(軽合金)	35m型巡視艇(まつなみに限る)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型を除く)	
巡視艇Ⅲ類(鋼)	35m型巡視艇(まつなみを除く)	C
	30m型巡視艇(あそぎり型に限る)	
	23m型巡視艇	
	20m型巡視艇	
	18m型巡視艇	
特殊警備救難艇Ⅲ類(鋼)	放射能調査艇	C
特殊警備救難艇Ⅲ類(軽合金)	警備艇(はやてに限る)	C
測量船Ⅰ類(鋼)	大型測量船	B
測量船Ⅱ類(鋼)	中型測量船	C
測量船・灯台見回り船Ⅲ類(鋼)	27m型測量船	C
	20m型測量船	
	23m型灯台見回り船	
	17m型灯台見回り船	
	15m型灯台見回り船	
測量船Ⅲ類(軽合金)	10m型測量船	C
特殊警備救難艇 実習艇Ⅲ類(FRP)	警備艇(らいでんに限る)	C
	監視取締艇	
	A型実習艇	
	C型実習艇	

参考：「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」4. (6)「申請に必要な資格」が別表によることができない場合、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」(平成13年1月6日 国官会第22号)第29条第2項及び第3項により技術審査を申請することができる。

なお、申請先が複数に及ぶ場合は、いずれか一つの申請先に申請することとする。